

## 国際原子力協力協議会の設立について

平成21年6月18日  
経済産業省

### 1. 趣旨

原子力発電の新規導入や拡大を検討する多くの国から、制度整備や人材育成などの基盤整備に対する支援をはじめ、原子力発電に関する国際協力について、我が国に高い期待が寄せられている。

これまで原子力発電所の安全運転や徹底した原子力平和利用の実績を積み上げ、プラント製造等に関する高度な技術力を蓄積してきた我が国としては、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提に、これらの期待に積極的に応え、世界的な原子力平和利用の健全な発展に貢献することが責務である。

こうした国際協力について、相手国の状況やニーズ等を踏まえ、より効果的・効率的に行うことを目的として、国内の関係府省及び関係機関が情報共有等を行い、連携を強化する場として、国際原子力協力協議会（以下、「協議会」という。）を設立する。

### 2. 構成組織

#### 【関係機関】

(五十音順)

社団法人 海外電力調査会  
財団法人 核物質管理センター  
独立行政法人 原子力安全基盤機構  
一般財団法人 原子力国際協力センター  
独立行政法人 国際協力機構  
電気事業連合会  
社団法人 日本原子力学会  
一般社団法人 日本原子力技術協会  
独立行政法人 日本原子力研究開発機構  
社団法人 日本原子力産業協会  
社団法人 日本電機工業会  
独立行政法人 日本貿易振興機構

## 【関係府省】

内閣府

外務省

文部科学省

経済産業省

## 3. 運 営

○協議会は、次を目的とする。

(1) 原子力発電に関する国際協力（核燃料サイクル分野を含む。）について、外国政府との合意等に基づく我が国としての協力の方針を共有するとともに、その方針に沿って適切な国際協力を実施するため、関係府省や関係機関の役割分担を確認し、より効果的・効率的な推進体制の構築を目指すこと。

(2) 関係機関における民間ベースの取組状況等に関する情報を共有し、関係府省や関係機関の連携を図るとともに、我が国としての協力の在り方の検討に反映すること。

○協議会は、原則年1回開催するが、必要に応じて随時開催する。

○協議会の運営に必要な個別具体的な議論を行うため、運営委員会を設置する。

○協議会及び運営委員会の事務については、経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課が担当する。

○協議会及び運営委員会の議事については、原則非公開とする。

## 第1回国際原子力協力協議会参加者名簿

(関係機関) 五十音順 (敬称略)

荒川 吉彦	独立行政法人日本貿易振興機構 理事
岡崎 俊雄	独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長
佐竹 誠	社団法人海外電力調査会 会長
曾我部捷洋	独立行政法人原子力安全基盤機構 理事長
佃 和夫	社団法人日本原子力産業協会 副会長
内藤 香	財団法人核物質管理センター 専務理事
永塚 誠一	独立行政法人国際協力機構 理事
西田 厚聰	社団法人日本電機工業会 会長
服部 拓也	一般財団法人原子力国際協力センター 理事長
藤江 孝夫	一般社団法人日本原子力技術協会 理事長
森 詳介	電気事業連合会 会長
横溝 英明	社団法人日本原子力学会 副会長

(関係府省)

二階 俊博	経済産業大臣
石田 徹	経済産業省 資源エネルギー庁 長官
薦田 康久	経済産業省 原子力安全・保安院 院長
西山 英彦	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部長
藤田 明博	内閣府 政策統括官 (科学技術政策・イノベーション担当)
青山 伸	内閣府 原子力安全委員会 事務局長
藤木 完治	文部科学省 研究開発局長
中島 明彦	外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部 審議官

# 原子力発電に関する国際協力についての基本的考え方

平成21年6月18日  
国際原子力協力協議会

協議会は、以下の基本的考え方に沿って、原子力発電に関する国際協力を積極的に進めていくこととする。

## 1. 核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ（3S）の確保

原子力発電の開発・導入は核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保が大前提であり、当該国においてこれらが確保されるよう協力を進める。

## 2. 官民の連携強化

我が国として国際協力をより効果的かつ効率的に行うため、関係者間で十分に情報共有し、連携して取り組む。

（国レベルの協力に対する民間の積極的参加）

外国政府関係機関との合意等に基づく当該国への協力に関し、関係府省は、関係機関に対し、具体的な協力の内容や取組方針等について、積極的に情報提供等を行い、関係機関は、自らのリソース等に照らして、適切な役割分担の下、具体的な協力を積極的に参加する。

（民間レベルの協力に対する国の支援）

関係機関は個別に受ける協力要請や、自らが取り組む国際協力の状況等について、関係府省に対して積極的に情報提供を行い、関係府省は状況に応じて柔軟かつ機動的に適切な支援を行う。

### 3. 相手国のニーズに応じた幅広い協力の実施

アジアを始めとした相手国の核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保の状況、原子力発電導入・拡大計画、ニーズ等を的確に把握し、それに応じ幅広い協力を柔軟に行う。

海外の人材育成については、専門家の派遣、国内の関係機関等における海外人材の受入れ及び教育訓練等を積極的に推進する。

原子力関連制度の整備については、原子力安全、原子力損害賠償、保障措置等の分野を始め、多国間の協力枠組みを活用しつつ、必要な制度整備に係る協力を積極的に取り組む。

原子力に対する理解促進、地域振興などその他の分野についても、我が国の経験を活かし積極的な国際協力に取り組む。原子力開発を進めるに当たって必要となる関連インフラの整備に係る協力についても柔軟に取り組む。

### 4. 国内のリソースの有効活用

原子力発電に関する国際協力の実施機関として、「一般財団法人原子力国際協力センター」が創設されたことを歓迎し、同センターに対し、関連情報やリソースの提供等、同センターが中核的な役割を担う上で必要な協力を可能な限り積極的に行う。

協力相手国の人材育成のためのセミナーや研修等を実施する上で必要となる専門家確保については、我が国のシニア人材の活用を含め、連携して取り組む。このため、同センターへの専門家に係る情報の提供等を積極的に行う。

海外人材の受入れ及び教育訓練等に際しては、国内の関係機関が所有する施設等を積極的に活用するとともに、協力の進展に応じ関係機関が連携しつつ、教育訓練内容等の充実を図る。

現在の協議会の構成組織のみならず、必要に応じてその他の関係者に対しても協力及び参加を働きかける。